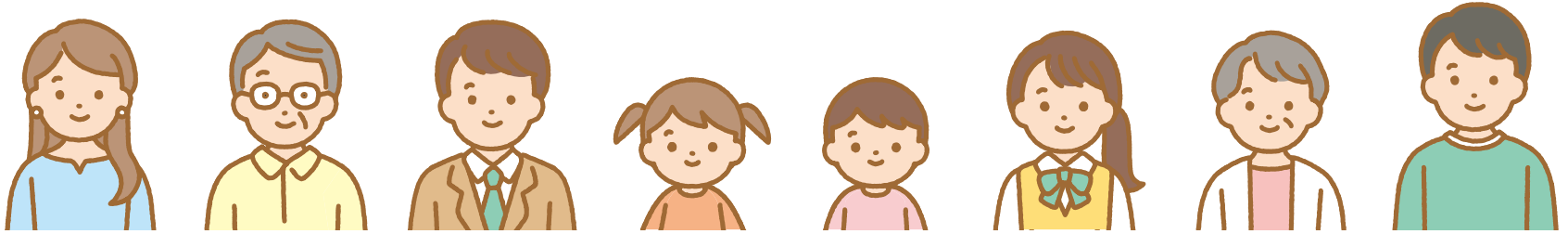




(仮称) 文京区こどもの権利に関する条例(素案) 特集号

※当紙面は、区の条例(素案)について区民の皆さんから広く意見をいただくため、郵便はがき(3・4面)を付属しています。郵便はがきの規定を満たす紙の厚さにて発行していますので、通常の区報とは異なる点があることを予めご了承ください。

かしよう ぶんきょうく けんり かん じょうれい とくしゅうごう (仮称) 文京区こどもの権利に関する条例パブリックコメント特集号 し まも けんり 知ろう! 守ろう! こどもの権利!



かしよう ぶんきょうく けんり かん じょうれい (仮称) 文京区こどもの権利に関する条例について、 いけん き ご意見をお聞かせください!

く じょうれい せいてい む じゅんぴ すす
 区では、条例の制定に向けて準備を進めています。
たび じょうれい そあん さくせい ほんとかしゅうごう がいよう
 この度、条例の素案を作成しましたので、本特集号で概要を
し ひろ くみん みな いけん ぼしゅう
 お知らせし、広く区民の皆さんからのご意見を募集します。

みな いけん ぼしゅうちゅう
 皆さんのご意見を募集中!
れいわ ねん がつ にち もく
 令和7年11月20日(木)まで



じょうれい なぜ条例をつくるの?

けんり すべ う も すこ
 こどもの権利は、全ての子どもたちが生まれたときから持っているもので、子どもたちが健やかに、
じぶん そだ ひつよう
 自分らしく育つために必要なものです。
ぶんきょうく じどう けんり かん じょうやく りねん もと けんり おとな
 文京区は、「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、こどもの権利について、こどもも大人もみんな
ただ し いっしょ まも じつげん めざ じょうれい
 が正しく知って、一緒に守っていくまちの実現を目指して、この条例をつくります。



そあん どうやって素案をつくったの?

けんり かん いしきしょうさ じっし
 「こどもの権利に関する意識調査」を実施しました!

れいわ ねん がつ れいわ ねん がつ かい ちょうさ
 ①令和6年10～11月 ②令和7年5～6月の2回にわたり、ウェブアンケート調査を
じっし くみんとう みな いけん
 実施し、区民等の皆さんからたくさんのご意見をいただきました。

けっか
 結果はこちら



けんりすいしん じょうれい ぜんぶんあん
 「こどもの権利推進リーダー」が条例の前文案をつくりました!

かい じっし
 7回実施!

くない ちゅうこうせい あつ けんりすいしん かいぎ はな
 区内の中高生が集まり、「こどもの権利推進リーダー会議」で話し
あ じょうれい ぜんぶんあん
 合って、条例の前文案をつくりました。

けんりすいしん かいぎ ようす
 こどもの権利推進リーダー会議の様子はこちら



条例の基本理念

子どもの権利は、次に定める考え方を基本理念として、保障されなければなりません。

- 1 全ての子どもは、人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済状況等どんな理由でも差別されません。



- 2 全ての子どもは、命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されます。



- 3 全ての子どもは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、子どもの意見は、子どもの年齢や成長の程度に応じて、十分に尊重されます。



- 4 子どもの権利が認められ、行われるときは、その子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えます。



子どもの権利

子どもは、家庭や育ち学ぶ施設、地域社会等のあらゆる場面において、特に次に掲げる権利が保障されます。

安心して生きる、過ごすための権利

- 命が守られ、及び尊重されること
- 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること
- 安全・安心に過ごせること
- 家族や大切な人と一緒に過ごせること



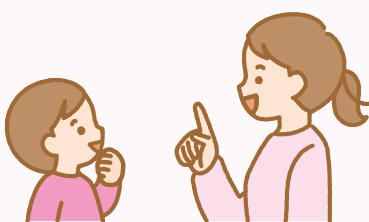
成長と可能性に関する権利

- 遊び、学び及び休めること
- 様々な文化、芸術、スポーツ等に触れ、及び親しめること
- 繰り返し挑戦できること
- 適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができること
- 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること



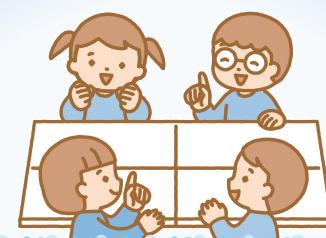
必要な支援を受け、守られる権利

- 悩んでいること、困っていること等を相談できること
- 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと
- 身体的又は精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られること
- 人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済状況等を理由としたあらゆる差別や虐待、いじめ等を受けずに安心して生きていくことができること
- 子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること



意見等の表明と仲間づくりに関する権利

- 自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されること
- 仲間をつくり、集まれること



子どもが意見を言いやすくするためには
社会や大人は次のことに取り組む必要があります。

- 意見を言える機会をつくる
- 意見を反映する
- 必要な情報を得られる機会をつくる
- 意思をくみ取る

(仮称)文京区子どもの権利に関する条例(素案)に対する意見

について

郵便はがきの規定を満たすため、通常の区報とは異なる紙の厚さで発行しています。

内には、ご意見のテーマをご記入ください。
ご意見は令和7年11月20日(木)までにお寄せください(必着)。

みんなで協力してこどもの権利を
守っていきます！



※こども：18歳未満の文京区に住む人、学ぶ人、働く人など
※区民等：文京区に住む人、学ぶ人、働く人や区内で活動する事業者、団体
※育ち学ぶ施設：保育所、幼稚園、学校などのこどもが利用する施設

困ったときに相談できる
ホットラインをつくります！

こどもの権利の侵害から適切かつ速やかにこどもを救う
ため、「文京区こどもの権利擁護委員」を設置します。
こどもやこどもに関係のある人は、誰でも相談することが
できます。

こども向けの動画もあります！

クマ先生が
わかりやすく解説！



詳しくはこちら



みな
皆さんのご意見をお寄せください



条例素案は、区HPに掲載するほか、行政情報
センター（シビックセンター2階）、地域活動
センター及び図書館でご覧いただけます。

提出期限：令和7年11月20日(木)必着

提出方法：本特集号に掲載したはがき、電子メール（区HPからアクセス可）、FAX、

又は子育て支援課への持参などでご提出ください。

様式は問いませんが、必ず住所と氏名を明記してください。

※いただいたご意見等に対する個別の回答は行いませんが、整理
した上で、個人情報を除き、区HP等で公表します。

提出先：文京区 子ども家庭部 子育て支援課

〒112-8555 文京区春日1-16-21 シビックセンター5階
TEL 03-5803-1256 FAX 03-5803-1345

区HPはこちら

条例素案もご覧に
なれます。



パネル展示型説明会を開催します！

条例素案の内容を区民の皆さんに知って
いただくために、パネル展示を行います。
展示内容などについて質問がありましたら、
担当者が個別にご説明します。
どなたでも自由にご覧いただけますので、
どうぞお立ち寄りください。

日時	11/6(木) 10:00～16:00 11/9(日) 10:00～16:00
場所	シビックセンター 1階 アートサロン

※上記期間のほか、10/29(水)～11/4(火)（最終日は16時まで）の間、シビックセンター
地下2階 区民ひろばにおいて、パネル展示を行います。



郵便はがき

112-8711 006

文京区子ども家庭部
子育て支援課 行

文京区春日一丁目十六番二十一号

点線に沿ってお切りください

住所 (所在地)	
氏名 (名称)	